

令和8年度大井町地域公共交通計画策定調査委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度大井町地域公共交通計画策定調査委託

2 業務の目的

大井町では、人口減少や高齢化が進む中、小・中学校の通学手段の確保や高齢者や交通手段を持たない住民に対し、住民ニーズに応じた利便性の向上、公共交通を取り巻く環境や実態に応じた取組みについて、具体的に実施する事業やスケジュールを明確にし、持続可能な公共交通網の構築をめざすため「大井町地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3 基本条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(2) 委託料の上限

18,491,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額(10%)を含む。）

(3) 委託内容

業務の内容一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定する。

4 業務の内容

(1) 計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- ①業務計画書
- ②委託業務着手届
- ③工程表、体制表
- ④その他、市が必要と認める書類

(2) 町民等の意向把握の実施

ア 町民アンケート調査

- ・対象者 : 15歳以上の町民2,000世帯無作為抽出（住民基本台帳）
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収（調査票の設問設計、配布用・返信用封筒の作成、調査票及び配布用・返信用封筒の印刷費、発送費、返送費、ラベル用紙は受託者が負担とする。）
- ・調査対象者の抽出・ラベル印刷は町が実施する。

イ 公共交通利用者アンケート調査

- ・対象者 : 巡回バスおおいゆめバス及び路線バスの利用者

- ・調査方法：巡回バスおおいゆめバス及び町内を運行している路線バスに調査員が乗り込み、利用状況(OD)などを把握。平日2日、土曜日1日の調査を実施。

ウ 関係者ヒアリング

バス事業者やタクシー事業者の運行事業者や大井町社会福祉協議会、庁内関係者などの地域公共交通の運行に関わる関係者を対象にヒアリング調査を行い、現計画で位置づけた施策の進捗状況、地域公共交通の現状と課題、利用者・町民の声、今後のまちづくり等について把握する。

エ 町民意見交換会の実施

地域公共交通計画に町民の意見を把握するため、地区ごとに意見交換会を実施する。

(3) 地域内公共交通に関する現況調査

ア 地域現況の整理

本町の人口の分布状況等を整理し、病院・商業施設・高校・公共施設などの立地状況を整理するとともに、国勢調査等の統計データやプロポーザルにて決定した受注者が提案したデータ等を用いて移動実態を把握し整理・分析する。

イ 地域公共交通の現状整理・分析

既存資料・データや交通事業者が提供している公共交通情報（ルート、運行時間帯、本数、運賃体系等）、「(2) 町民等の意向把握の実施」で得たデータから、本町の交通ネットワークの運行状況や利用状況などについて、地域公共交通の現状を把握・分析する。

ウ 上位・関連計画等と本計画の位置づけの整理

総合計画や都市計画マスタープラン、近隣自治体の地域公共交通計画等の上位・関連計画における公共交通の位置づけ、関連性等を整理する。

エ 現計画の評価検証

現計画で定めた目標に対しての進捗状況、数値指標の達成状況の整理を行い、これまでの経過と見直し時点の課題の解決状況について検証を行う。

(4) 大井町地域公共交通計画（案）の策定

次の事項について、計画検討にあたっての提案し素案を作成する。

ア 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域や公共交通の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、市民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

イ 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

- ウ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討
目標を達成する上で必要となる地域公共交通の再編事業や利用促進事業等の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して定める。
- エ 評価指標や進行管理方法等の設定
再編事業や利用促進事業の進捗状況や達成状況の評価を行うための指標について、毎年評価を行う指標と計画中間年度や最終年度に評価を行う指標を設定しつつ、その算出方法等について計画に位置づける。また、進行管理方法や管理体制等についても定める。
- オ 大井町地域公共交通計画のとりまとめ
ア～エを踏まえて、計画（原案）を作成する。また、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書（案）及び計画書概要版（案）をとりまとめる。
- カ 公共交通システムの運行計画案の作成
地域公共交通計画策定と並行して、最適な運行に向けた地域公共交通の運行見直し計画（案）を作成する。運行見直し案に対する事業収支の試算や事業評価の検討を行う。

(5) 大井町地域公共交通会議の運営支援

大井町地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（4回程度開催）を開催する。資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

(6) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、着手時、中間2回、最終納品時の計4回、協議打合せを行う。

(7) 業務報告書作成

以上の結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

5 成果品

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 町民等の意向調査集計・分析報告書 | 30部 |
| (3) 大井町地域公共交通計画 | 150部 |
| (4) 大井町地域公共交通概要版 | 電子データのみ |
| (5) バスマップ | 7,000部 |
| (6) 上記の電子データ | 1式 |

(2)～(5)のデータは編集可能な形式およびPDF形式（低解像度（ホームページ等掲載用）と高解像度）の3つで納品する。

(5)のバスマップについては、発注者が用意した仕分け区分に従い、自治会等（53か所（予定））の配布数ごとに仕分け（梱包）して納品する。配布数が多い場合は複数に分けて仕分けし、配布先が分かるように配布物に枝番を表示して納品する。

6 成果品の引渡し

受託業者は、本業務完了後に大井町の検査を受けなければならない。検査合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入し完了とする。

7 業務打合せ等

- (1) 受託業者は、業務着手前に業務計画書、工程表、体制表等を大井町に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 受託業者は、大井町の指示に従い、業務の進行について打合せを行うものとする。
- (3) その他調査に必要な現地調査等については、大井町と協議して行うものとする。
- (4) 打合せ等に必要な資料作成及び会議開催経費等は、委託料に含まれるものとする。
- (5) 受託業者は、大井町が必要と認める打合せには必ず参画するものとする。
- (6) 本仕様書に明記のない事項についても業務履行上必要となるものは、大井町と協議の上、これを行うものとする。

8 資料の収集

- (1) 受託業者は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の責任と負担において収集するものとする。
- (2) 大井町は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の要求に基づき適宜それを貸与するものとする。ただし、これら貸与する資料は、大井町の許可なく他に公表し、又は貸与してはならない。また、受託業者は、返却指定日又は業務の完了後ただちに貸与された資料を返却しなければならない。

9 疑義

受託業者は、業務の内容に疑義が生じた場合には、大井町と協議し明確にするものとする。

10 秘密保持及び中立性の義務

受託業者は、大井町の許可なく調査の結果を公表し、若しくは貸与し、又は他の目的に使用してはならない。

また、本業務の遂行時は常に中立性を保ち、業務上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。